

1 算定・報告・公表制度とは

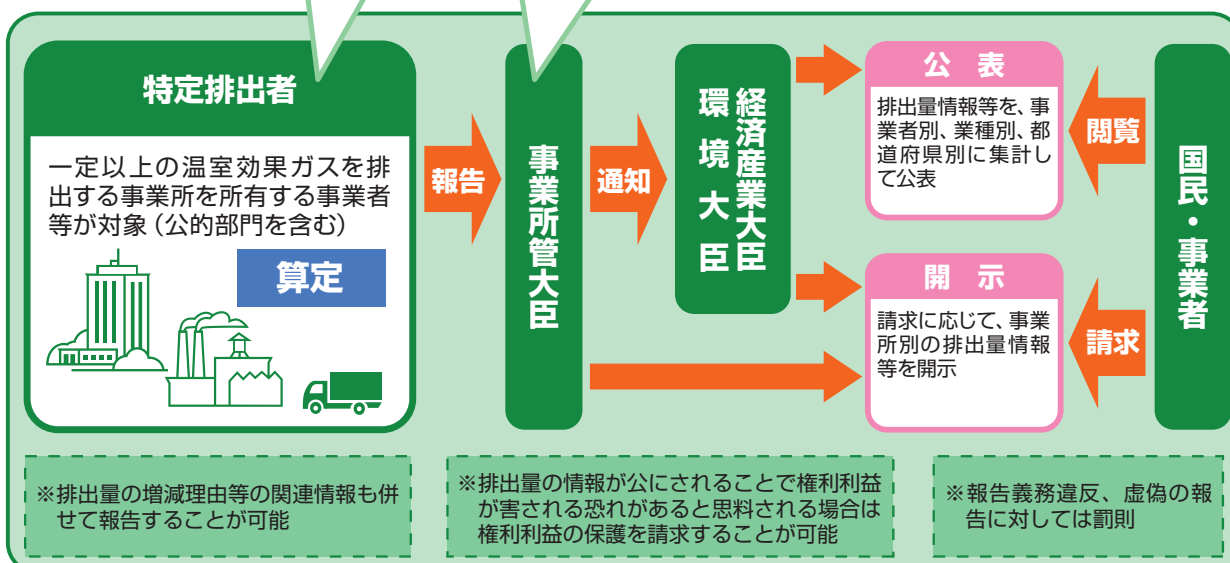
算定・報告・公表制度のねらい

- 温室効果ガスの排出の抑制を図るためには、まず、各事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定・把握することが基本です。これにより、排出抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックし、新たな対策を策定して実行することが可能になります。
- 算定された排出量を国が集計し、公表することにより、事業者は、自らの状況を対比し対策の見直しにつなげることが可能になります。また、国民各界各層の排出抑制に向けた気運の醸成、理解の増進が図られるものと期待されます。

算定・報告・公表制度の概要

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、平成18年度から、温室効果ガスを多量に排出する者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられました。また、国は報告された情報を集計し、公表することとされています。

- ① 対象となる者（特定排出者）は、自らの排出量を算定し、毎年7月末まで（輸送事業者は6月末まで）に、前年度の排出量情報を事業者単位で報告
- ② 事業所管大臣は報告された情報を集計し、環境大臣・経済産業大臣へ通知
- ③ 通知された情報は環境大臣・経済産業大臣によって集計され、国民に対して公表、開示される



エネルギー起源CO₂の報告については、省エネ法定期報告書を利用した報告を認めるなど、省エネ法の枠組みを活用

2 対象事業者及び排出量の算定方法

対象となる温室効果ガスと事業者

- 対象となる温室効果ガスは全6種類（CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆）です。
- 以下に示す要件を満たす事業者は、事業内容に関わらず本制度の対象事業者（＝特定排出者）となります。

温室効果ガスの種類	対象事業者（*）
○エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ） （燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱の使用に伴い排出されるCO ₂ ）	【特定事業所排出者】 ・全ての事業所の原油換算エネルギー使用量合計が原油換算で1,500kl/年以上となる事業者（省エネ法の特定事業者） ★原油換算エネルギー使用量が原油換算で1,500kl/年以上となる事業所（省エネ法のエネルギー管理指定工場等）を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告します。
	【特定輸送排出者】 ・省エネ法で以下のいずれかに指定されている事業者 －特定貨物輸送事業者（鉄道300両、トラック200台、船舶2万総トン以上） －特定旅客輸送事業者（鉄道300両、バス200台、タクシー350台、船舶2万総トン以上） －特定航空輸送事業者（総最大離陸重量9,000トン以上） －特定荷主（3,000万トンキロ以上）
上記以外の温室効果ガス（5.5ガス） ○非エネルギー起源CO ₂ ○メタン（CH ₄ ） ○一酸化二窒素（N ₂ O） ○ハイドロフルオロカーボン類（HFC） ○パーフルオロカーボン類（PFC） ○六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	【特定事業所排出者】 ・次の①及び②の要件を満たす者 ①温室効果ガスの種類ごとに、事業者全体での排出量合計がCO ₂ 換算で3,000トン以上となる事業者 ②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上 ★温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO ₂ 換算で3,000トン以上となる事業所を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告します。

*：要件を満たすフランチャイズチェーンについても、加盟している全ての事業所における事業活動を、フランチャイズチェーンの事業活動とみなして本部から報告します。

排出量の算定方法

- 温室効果ガス算定排出量（実排出量）は以下の流れで算定します。

- (1) 排出活動の抽出**
● 温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する活動（次ページ参照）のうち、事業者が行っている活動を抽出します。
- (2) 活動ごとの排出量の算定**
● 抽出した活動ごとに、政省令で定められている算定方法・排出係数を用いて排出量を算定します。
温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数
※活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標
排出係数：活動量あたりの排出量
- (3) 排出量の合計値の算定**
● 温室効果ガスの種類ごとに、(2)の活動ごとに算定した排出量を合算します。
- (4) 排出量のCO₂換算値の算定**
● 温室効果ガスの種類ごとの排出量をCO₂の単位に換算します。
温室効果ガス排出量（tCO₂） = 温室効果ガス排出量（tガス） × 地球温暖化係数
※地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）：温室効果ガスごとの地球温暖化をもたらす程度のCO₂との比

- 調整後温室効果ガス排出量については、上記で算定した実排出量等をもとに算定します。